



11月15日(日)から狩猟が解禁されます

令和2年(2020年)11月15日(日)から狩猟が解禁されます。

銃猟が行われる狩猟期間(令和2年11月15日から令和3年2月15日まで)に山林等に入られる方は、事故防止と安全確保のため、目立つ色の服装で入山していただくようお願いいたします。

1 狩猟期間

令和2年(2020年)11月15日(日)から令和3年(2021年)2月15日(月)

ニホンジカ及びイノシシのワナによる狩猟は、令和3年3月15日(月)まで延長します。

2 狩猟場所

鳥獣保護区等に指定されていない狩猟可能区域

*鳥獣保護区等に関しては、「長野県鳥獣保護区等位置図」で確認できます

<https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/sangyo/ringyo/shuryo/hogozu/index.html>

3 入山される方への注意事項

住民の皆様などが、作業や行楽などで狩猟期間中に山林等の狩猟可能区域に入られる際は、事故防止及び安全確保のために、狩猟者から見つけやすい蛍光色や明るいオレンジなどの目立つ服装で入山してください。

また、山林内などでワナやワナ等の設置札を見つけた場合も、近づかないようお願いいたします。

4 初猟日パトロール

県では、狩猟者に対して、法令やマナーの遵守の指導、狩猟事故防止の安全啓発を行っています。

11月15日(日)の狩猟解禁日には、日の出時刻から木曾地域振興局、木曾警察署、町村、鳥獣保護管理員、木曾猟友会の関係者が安全狩猟及び違反行為防止を図るため、狩猟者に対する注意喚起を行う初猟日パトロールを実施します(全町村一斉に巡視)。

*集合場所等については、それぞれの町村に御確認ください。

5 CSF(豚熱)ウィルス拡散防止対策について

県では、野生イノシシへのCSF(豚熱)の感染が広がっているため、長野県に狩猟登録された全狩猟者に対して、「衛生対策講習」を行うとともに、消毒資材を配布し、狩猟者皆さんとともにCSFウィルスの拡散防止に努めています

ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

「ONE NAGANO」はみんなで復興に取り組もうという合言葉
一人ひとりがそれぞれの立場で、できることからやってみよう!

木曾地域振興局林務課

課長 春日 真由美 担当 岡田 充弘

電話 0264-25-2224(直通)

FAX 0264-23-3235

E-mail kisochi-rimmu@pref.nagano.lg.jp